



談合の事実が確定した今、即刻退陣を

とである。

三年近く続いた弥彦村の談合裁判が原告側（大門建設、みな川建設）の談合の事実はなかったとの主張はすべて退けられ、弥彦村・小林組の完全勝訴が確定したとのこ

事実があつたにもかかわらず、虚偽の主張し、弥彦村などを訴えて、村政を混乱させたこと。

このような不正行為を犯した人物を新潟県商工会連合会は見過ごすのか。こんな人物を商工会の会長としておくことは、弥彦村民として本当に恥ずかしい限りである。

工関係者はもとより、村民運動として商工会長の退陣を求め、弥彦村民の良識を示す時ではないか。村外から笑いものにならないためにも、今こそみんなで良識の声を上げよう。（笑いものになりたくない弥彦村民）

①法令違反である談合の
その理由は次の二点である。

②最初から勝ち目のない裁判を起こして、最終的に弁護士費用など多額の費用負担を弥彦村などに負わせたこと。

本人が自ら退陣しないのであれば、弥彦村の商

①法令違反である談合の
その理由は次の二点である。

②最初から勝ち目のない裁判を起こして、最終的に弁護士費用など多額の費用負担を弥彦村などに負わせたこと。

本人が自ら退陣しないのであれば、弥彦村の商

本人が自ら退陣しないのであれば、弥彦村の商